# 平成 29 年度 第 1 回（H29.8 実施）
# 運行管理者試験問題【貨物】

**（制限時間 90 分）**

## 1. 貨物自動車運送事業法関係

**問 1** 貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業をいう。

2. 一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

3. 貨物軽自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

4. 貨物自動車利用運送とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用してする貨物の運送をいう。

©運行管理者試験対策.net

**問 2** 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法の規定により公表すべきとされている輸送の安全に係る事項として誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

3. 選任されている運行管理者の数

4. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

問３　次の記述のうち、貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを２つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を１年間保存すること。
一　点呼を行った者及び点呼を受けた運転者等の氏名
二　点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
三　点呼の日時
四　点呼の方法
五　その他必要な事項

2. 事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を営業所に併設し、管理すること。

3. 法令の規定により、運転者として常時選任するため新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの。）を受診したことがない者に対して、当該診断を受診させること。

4. 法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定を受けたもの（基礎講習）を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任すること並びにその者に対する指導及び監督を行うこと。

©運行管理者試験対策.net

**問 4**　貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者に対し、対面等（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。以下同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び［ A ］を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために［ B ］を与えなければならない。
   一　酒気帯びの有無
   二　疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
   三　道路運送車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による点検の実施又はその確認

2. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者に対し、対面等により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び［ C ］について報告を求め、かつ、酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った法令の規定による［ D ］についても報告を求めなければならない。

| | | |
|---|---|---|
| A | 1. 指導 | 2. 確認 |
| B | 1. 必要な指示 | 2. 適切な助言 |
| C | 1. 運行の状況 | 2. 貨物の積載状況 |
| D | 1. 通告 | 2. 確認事項 |

©運行管理者試験対策.net

**問 5**　次の自動車事故に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき国土交通大臣への報告を要するものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業用自動車の運転者がハンドル操作を誤り、当該自動車が車道と歩道の区別がない道路を逸脱し、当該道路との落差が 0.3 メートルの畑に転落した。

2. 事業用自動車の運転者がハンドル操作を誤り、当該自動車が道路の側壁に衝突した。その衝撃により積載されていた消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物である灯油の一部が道路に漏えいした。

3. 事業用自動車を含む 10 台の自動車が衝突し、この事故で 5 名が負傷した。

4. 事業用自動車が右折の際、一般原動機付自転車と接触し、当該一般原動機付自転車が転倒した。この事故で、一般原動機付自転車の運転者に通院による 30 日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。

問 6　一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業用自動車の運行等の記録に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に運転者を従事させた場合にあっては、当該業務を行った運転者ごとに貨物の積載状況を「業務の記録」に記録させなければならない。

2. 事業者が、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める「事故の記録」として記録しなければならない事故とは、死者又は負傷者を生じさせたものと定められており、物損事故については、当該記録をしなければならないものに該当しない。

3. 事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあってはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程（運行管理規程）を定めなければならない。

4. 事業者は、業務前及び業務後の点呼のいずれも対面等で行うことができない業務を含む運行ごとに、所定の事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

問 7　一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示等に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

©運行管理者試験対策.net

1. 事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員等に対する適切な指導を行うこと。

2. 事業者は、初任運転者等に対し特別な指導を実施した場合は、法令に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者等台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者等台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を運転者等台帳に添付すること。

3. 事業者は、事故惹起運転者に対する特別な指導については、やむを得ない事情がある場合又は外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除き、当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務を開始した後 1 ヵ月以内に実施すること。

4. 事業者は、軽傷者（法令で定める傷害を受けた者）を生じた交通事故を起こし、かつ、当該事故前の 3 年間に交通事故を引き起こした運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受診させること。

問 8　一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令に規定する輸送の安全の確保等に関する次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。

2. 事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務日数及び乗務距離を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

3. 一の営業所において複数の運行管理者を選任する事業者は、それらの業務を統括する運行管理者（以下「統括運行管理者」という。）を選任することができる。

4. 事業者は、死者又は重傷者（法令で定める傷害を受けた者）を生じた事故を引き起こした場合には、これに係る営業所に属する運行管理者（統括運行管理者が選任されている場合にあっては、統括運行管理者及び当該事故について相当の責任を有する者として運輸支局長等が指定した運行管理者）に、事故があった日（運輸支局長等の指定を受けた運行管理者にあっては、当該指定の日）から 1 年（やむを得ない理由がある場合にあっては、1 年 6 ヵ月）以内においてできる限り速やかに特別講習を受講させなければならない。

©運行管理者試験対策.net

## 2. 道路運送車両法関係

問 9　自動車の登録等についての次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車の所有者は、当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日（使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日）から 15 日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

2. 臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から 15 日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。

3. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から 30 日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

4. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

問 10　自動車の検査等についての次の記述のうち、誤っているものを１つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から 15 日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。

2. 国土交通大臣は、継続検査の結果、自動車が道路運送車両の保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車の自動車検査証を使用者に返付しないものとする。

3. 自動車運送事業の用に供する自動車は、自動車検査証を当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。

4. 何人も、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けている自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であって、当該自動車が道路運送車両の保安基準に適合しないこととなるものを行ってはならない。

問 11　自動車の点検整備等に関する次のア、イ、ウ、エの文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを１つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

©運行管理者試験対策.net

ア　自動車の［ A ］は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならない。

イ　自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、［ B ］、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。

ウ　自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、［ C ］ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。

エ　自動車運送事業の用に供する自動車の日常点検の結果に基づく運行可否の決定は、自動車の使用者より与えられた権限に基づき、［ D ］が行わなければならない。

| | | |
|---|---|---|
| A | 1. 所有者 | 2. 使用者 |
| B | 1. 必要に応じ | 2. １日１回 |
| C | 1. ３ヵ月 | 2. ６ヵ月 |
| D | 1. 運行管理者 | 2. 整備管理者 |

問12　道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを１つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車（法令に規定する自動車を除く。）の前面（被牽引自動車の前面に限る。）、両側面及び後面には、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の前方（被牽引自動車の前方に限る。）、側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合する再帰反射材を備えることができる。

2. 自動車（法令に規定する自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、告示で定める構造の自動車にあっては、この限りでない。

3. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12 メートル、幅 2.6 メートル、高さ 3.8 メートルを超えてはならない。

4. 自動車に備えなければならない非常信号用具は、夜間 200 メートルの距離から確認できる赤色の灯光を発するものでなければならない。

### 3. 道路交通法関係

問 13　車両の交通方法等についての次の記述のうち、誤っているものを１つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

©運転管理者試験対策.net

1. 車両は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

2. 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により法令に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。

3. 車両は、道路の中央から左の部分の幅員が 6 メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき（道路の中央から右の部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。）は、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

4. 一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。）は、後方から路線バス等が接近してきた場合であっても、その路線バス等の正常な運行に支障を及ぼさない限り、当該車両通行帯を通行することができる。

問 14　追越し等についての次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。

2. 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分においても、前方を進行している一般原動機付自転車は追い越すことができる。

3. 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

4. 車両は、道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂の道路の部分においては、前方が見とおせる場合を除き、他の車両（特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

問 15　道路交通法に定める交通事故の場合の措置についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

©運行管理者試験対策.net

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、［ A ］し、道路における［ B ］する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における［ C ］及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに［ D ］を報告しなければならない。

| | | |
|---|---|---|
| A | 1. 事故状況を確認 | 2. 負傷者を救護 |
| B | 1. 危険を防止 | 2. 安全な駐車位置を確保 |
| C | 1. 死傷者の数 | 2. 事故車両の数 |
| D | 1. 当該交通事故について講じた措置 | 2. 同乗者の数 |

問 16　停車及び駐車等についての次の記述うち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 車両は、交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

2. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 5 メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。

3. 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によって区画された部分に入った場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入ってはならない。

4. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から 5 メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。

問 17　車両等の運転者の遵守事項等についての次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

©運行管理者試験対策.net

1. 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させてはならない。

2. 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、必ず道路管理者に通報するものとし、当該道路管理者からの指示があるまでは、転落し、又は飛散した物を除去してはならない。

3. 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行しなければならない。

4. 監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、その側方を離れて走行するよう努めなければならない。

## 4. 労働基準法関係

**問 18**　労働基準法の定めに関する次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしないように努めなければならない。

2.「平均賃金」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前 3 ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の所定労働日数で除した金額をいう。

3.「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

4.「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

**問 19**　労働基準法に定める賃金及び休日等についての次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 賃金は、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金を除き、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。

©運行管理者試験対策.net

2. 出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時間にかかわらず一定額の賃金の保障をしなければならない。

3. 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも 1 回の休日を与えなければならない。ただし、この規定は、4 週間を通じ 4 日以上の休日を与える使用者については適用しない。

4. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

問 20　「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める目的等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. この基準は、自動車運転者（労働基準法（以下「法」という。）第 9 条に規定する労働者であって、［ A ］の運転の業務（厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。）に主として従事する者をいう。以下同じ。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の［ B ］を図ることを目的とする。

2. 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の［ C ］させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。

3. 使用者は、［ D ］その他の事情により、法第 36 条第 1 項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

A　1. 二輪以上の自動車　　2. 四輪以上の自動車

B　1. 労働条件の向上　　2. 労働契約の遵守

C　1. 生活環境を悪化　　2. 労働条件を低下

D　1. 季節的繁忙　　2. 運転者不足

©運行管理者試験対策.net

問 21　「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）及び厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」（以下「特例基準」という。）に関する次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、隔日勤務には就いていない場合とする。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（以下「トラック運転者」という。）に労働基準法第 35 条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は 4 週間について 3 回を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準第 4 条第 1 項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

2. 労使当事者は、時間外労働協定においてトラック運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、2 週間及び 1 ヵ月以上 3 ヵ月以内の一定の期間とするものとする。

3. トラック運転者が勤務の中途においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、フェリー乗船時間（乗船時刻から下船時刻まで）については、原則として、休息期間として取り扱うものとし、この休息期間とされた時間を改善基準第 4 条の規定及び特例基準により与えるべき休息期間の時間から減ずることができるものとする。ただし、その場合においても、減算後の休息期間は、2 人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の 2 分の 1 を下回ってはならない。

4. 使用者は、業務の必要上、トラック運転者（1 人乗務の場合）に勤務の終了後継続 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の 2 分の 1 を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1 日（始業時刻から起算して 24 時間をいう。）において 1 回当たり継続 4 時間以上、合計 8 時間以上でなければならないものとする。

©運行管理者試験.net

**問 22**　下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間及び休憩時間の例を示したものである。次の 1～4 の休憩時間の組合せの中で、連続運転の中断方法として「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合し、かつ、当該運行の乗務開始から乗務終了までの拘束時間が最小となるものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、当該運行は 1 人乗務とし、翌日は休日とする。

乗務開始　　乗務終了

| 運転 | 休憩 | 運転 | 休憩 | 運転 | 休憩 | 運転 | 休憩 | 運転 | 休憩 | 運転 | 休憩 | 運転 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 時間 | 15 分 | 1 時間 | A | 2 時間 | B | 2 時間 | 1 時間 | 1 時間 20 分 | C | 1 時間 20 分 | D | 1 時間 30 分 |

1. A：10 分　B：10 分　C：15 分　D：10 分
2. A：15 分　B：15 分　C：20 分　D：10 分
3. A：15 分　B：10 分　C：15 分　D：15 分
4. A：10 分　B：15 分　C：15 分　D：10 分

©運行管理者試験対策.net

**問 23**　下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 1 ヵ月の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める拘束時間及び運転時間に照らし、次の 1～4 の中から違反している事項を 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、1 人乗務とし、「1 ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があり、下表の 1 ヵ月は、当該協定により 1 ヵ月についての拘束時間を延長することができる月に該当するものとする。

| | | 1 日 | 2 日 | 3 日 | 4 日 | 5 日 | 6 日 | 7 日 | 週の合計時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第 1 週 | 各日の運転時間 | 7 | 8 | 7 | 6 | 9 | 7 | 休日 | 44 |
| | 各日の拘束時間 | 10 | 13 | 12 | 10 | 13 | 13 | | 71 |

| | | 8 日 | 9 日 | 10 日 | 11 日 | 12 日 | 13 日 | 14 日 | 週の合計時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第 2 週 | 各日の運転時間 | 5 | 6 | 9 | 10 | 9 | 5 | 休日 | 44 |
| | 各日の拘束時間 | 9 | 10 | 13 | 13 | 14 | 8 | | 67 |

| | | 15 日 | 16 日 | 17 日 | 18 日 | 19 日 | 20 日 | 21 日 | 週の合計時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第 3 週 | 各日の運転時間 | 6 | 8 | 10 | 8 | 7 | 6 | 休日 | 45 |
| | 各日の拘束時間 | 12 | 11 | 15 | 12 | 10 | 11 | | 71 |

| | | 22 日 | 23 日 | 24 日 | 25 日 | 26 日 | 27 日 | 28 日 | 週の合計時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第 4 週 | 各日の運転時間 | 6 | 7 | 5 | 8 | 9 | 8 | 休日 | 43 |
| | 各日の拘束時間 | 9 | 10 | 8 | 15 | 16 | 14 | | 72 |

| | | 29 日 | 30 日 | 31 日 | 週の合計時間 | 1 ヵ月(第 1 週～第 5 週)の合計時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第 5 週 | 各日の運転時間 | 8 | 6 | 7 | 21 | 197 |
| | 各日の拘束時間 | 11 | 13 | 13 | 37 | 318 |

(注 1)　2 週間の起算日は 1 日とする。

(注 2)　各労働日の始業時刻は午前 8 時とする。

©運行管理者試験対策.net

1．1 日についての拘束時間 15 時間を超える 1 週間の回数

2．1 ヵ月の拘束時間

3．当該 5 週間のすべての日を特定日とした 2 日を平均した 1 日当たりの運転時間

4．2 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間

## 5. 実務上の知識及び能力

**問 24**　点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. Ａ営業所では運行管理者が、運転者に対する業務前点呼はアルコール検知器を使用し対面により行っており、帰庫後の運転者への業務後点呼は、運行管理者が営業所に不在の場合には電話で実施している。

2. 事業用自動車の運転者が運行中に道路のガードレールに接触するという物損事故を起こしたため、警察官の事故処理に立ち会った後に所属する営業所に帰庫した。業務後の点呼において、運転者から当該事故の報告を受けたが、物損事故であることから、点呼記録表に記録しなかった。

3. 複数日にわたる事業用トラックの運行で、2 日目は業務前及び業務後の点呼のいずれも対面で行うことができない業務のため、携帯電話により中間点呼を実施し、その結果特に問題がなかったので点呼記録表に記録しなかった。しかし、業務後の点呼についてはその結果を点呼記録表に記録した。

4. Ａ営業所においては、運行管理者は昼間のみの勤務体制となっている。しかし、運行管理者が不在となる時間帯の点呼が当該営業所における点呼の総回数の 6 割を超えていないことから、その時間帯における点呼については、事業者が選任した複数の運行管理者の補助者に実施させている。

©運行管理者試験対策.net

**問 25**　一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 時速 36 キロメートルで走行中の自動車の運転者が、前車との追突の危険を認知しブレーキ操作を行い、ブレーキが効きはじめるまでに要する空走時間を 1 秒間とし、ブレーキが効きはじめてから停止するまでに走る制動距離を 8 メートルとすると、当該自動車の停止距離は 13 メートルとなることを指導している。

2. 危険ドラッグ等の薬物を使用して運転した場合には、重大な事故を引き起こす危険性が高まり、その結果取り返しのつかない被害を生じることもあることから、運行管理者は、常日頃からこれらの薬物を使用しないよう、運転者等に対し強く指導している。

3. 大雨、大雪、土砂災害などの異常気象時の措置については、異常気象時等処理要領を作成し運転者全員に周知させておくとともに、運転者とも速やかに連絡がとれるよう緊急時における連絡体制を整えているので、事業用自動車の運行の中断、待避所の確保、徐行運転等の運転に関わることについてはすべて運転者の判断に任せ、中断、待避したときは報告するよう指導している。

4. 実際の事故事例やヒヤリハット事例のドライブレコーダー映像を活用して、事故前にどのような危険が潜んでいるか、それを回避するにはどのような運転をすべきかなどを運転者に考えさせる等、実事例に基づいた危険予知訓練を実施している。

問 26　運行管理者の日常業務の記録等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 運行管理者は、選任された運転者ごとに採用時に提出させた履歴書が、法令で定める運転者等台帳の記載事項の内容を概ね網羅していることから、これを当該台帳として使用し、牽引簿なども作成のうえ、営業所に備え管理をしている。

2. 運行管理者は、運行記録計により記録される「瞬間速度」、「運行距離」及び「運行時間」等により運転者の運行の実態や車両の運行の実態を分析し、運転者の日常の乗務を把握し、過労運転の防止及び運行の適正化を図る資料として活用しており、この運行記録計の記録を 1 年間保存している。

3. 運行管理者は、事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた場合には、自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書等により、交通事故歴等を確認している。また、業務前点呼において運転者に運転免許証の提示を求め、確認している。

4. 運行管理者は、運転者に法令に基づく運行指示書を携行させ、運行させている途中において、自然災害により運行経路の変更を余儀なくされた。このため、当該運行管理者は、営業所に保管する当該運行指示書の写しにその変更した内容を記載するとともに、当該運転者に対して電話等により変更の指示を行ったが、携行させている運行指示書については帰庫後提出させ、運行管理者自ら当該変更内容を記載のうえ保管し、運行の安全確保を図った。

©運行管理者試験対策.net

問 27　事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、業務に従事する運転者に対し法令で定める健康診断を受診させ、その結果に基づいて健康診断個人票を作成して 5 年間保存している。また、運転者が自ら受けた健康診断の結果についても同様に保存している。

2. 運転者が運転中に安全運転の継続が困難となるような体調不良や異常を感じた場合、速やかに安全な場所に事業用自動車を停止させ、運行管理者に連絡し、指示を受けるよう指導している。また、その後の運行再開の可否については、体調の状況を運転者が自ら判断し決定するよう指導している。

3. 事業者は、深夜（夜 11 時出庫）を中心とした業務に常時従事する運転者に対し、法令に定める定期健康診断を 1 年に 1 回、必ず、定期的に受診させるようにしている。

4. 近年、脳卒中や心臓病などに起因した運転中の突然死による事故が増加傾向にあるが、これらの病気の要因が生活習慣に関係していることから生活習慣病と呼ばれている。この病気は、暴飲暴食や運動不足などの習慣が積み重なって発病するので、定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るよう運転者に対し呼びかけている。

問 28　自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車のハンドルを左に切り旋回した場合、左側の後輪が左側の前輪の軌跡に対し内側を通ることとなり、この前後輪の軌跡の差を内輪差という。ホイールベースの長い大型車ほどこの内輪差が大きくなることから、運転者に対し、交差点での左折時には、内輪差による歩行者や自転車等との接触、巻き込み事故に注意するよう指導する必要がある。

2. 前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見た場合、それぞれの視界や見え方が異なり、大型車の場合には運転席が高いため、車間距離をつめてもあまり危険を感じない傾向となるので、この点に注意して常に適正な車間距離をとるよう運転者を指導する必要がある。

3. 運転中の車外への脇見だけでなく、車内にある画像表示用装置を注視したり、スマートフォン等を使用することによって大幅に追突事故等の危険性が増加することについて、日頃から運転者に対して指導する必要がある。

4. 四輪車を運転する場合、二輪車との衝突事故を防止するための注意点として、①二輪車は死角に入りやすいため、その存在に気づきにくく、また、②二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする特性がある。したがって、運転者に対してこのような点に注意するよう指導する必要がある。

©運行管理者試験対策.net

問 29　交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 適性診断は、運転者の運転行動、運転態度及び性格等を客観的に把握し、安全運転にとって、好ましい方向へ変化するよう動機づけすることにより、運転者自身の安全意識を向上させるためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。

2. 平成 27 年中の事業用貨物自動車が第 1 当事者となった人身事故の類型別発生状況をみると、「出会い頭衝突」が最も多く、全体の約半分を占めており、続いて「追突」の順となっている。このため、運転者に対し、特に、交差点における一時停止の確実な履行と安全確認の徹底を指導する必要がある。

3. 平成 27 年中の交通事故死者数のうち、65 歳以上の高齢者の占める割合は、全体の約 5 割である。このため、運転者に対し、高齢の歩行者などは身体的機能の低下により危険の発見、回避が遅れることなどを考慮して運転するよう指導する必要がある。

4. 衝突被害軽減ブレーキは、レーダー等で検知して前方の車両等に衝突する危険性が生じた場合に運転者にブレーキ操作を行うよう促し、さらに衝突する可能性が高くなると自動的にブレーキが作動し、衝突による被害を軽減させるためのものである。当該ブレーキが備えられている自動車に乗務する運転者に対しては、当該ブレーキの機能等を正しく理解させる必要がある。

**問 30**　荷主から貨物自動車運送事業者に対し、Ｂ地点で荷積みをし、Ｃ地点に 11 時半頃を目標に到着させるよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者として運転者に対し当該運送の指示をするため、次に示す「当日の運行計画を策定するための前提条件」に基づき運行計画を立てた。

この運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、「当日の運行計画を策定するための前提条件」に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

「当日の運行計画を策定するための前提条件」

○　Ａ営業所を 6 時に出庫し、30 キロメートル離れたＢ地点まで平均時速 30 キロメートルで走行する。

○　Ｂ地点において 20 分間の荷積みを行う。

○　Ｂ地点から 160 キロメートル離れたＣ地点までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速 40 キロメートルで走行して、Ｃ地点に 11 時 20 分に到着する。

○　Ｃ地点において 20 分間の荷下ろし後、1 時間の休憩をとる。休憩後、Ａ営業所に帰庫するため、Ｃ地点を 12 時 40 分に出発し、一般道路を利用して、Ｄ地点まで平均時速 30 キロメートルで走行する。

○　Ｄ地点に 15 時 40 分に到着し、1 時間の休憩をとる。

○　帰庫のためＤ地点から 60 キロメートル離れたＡ営業所まで平均時速 30 キロメートルで走行する。

©運行管理者試験対策.net

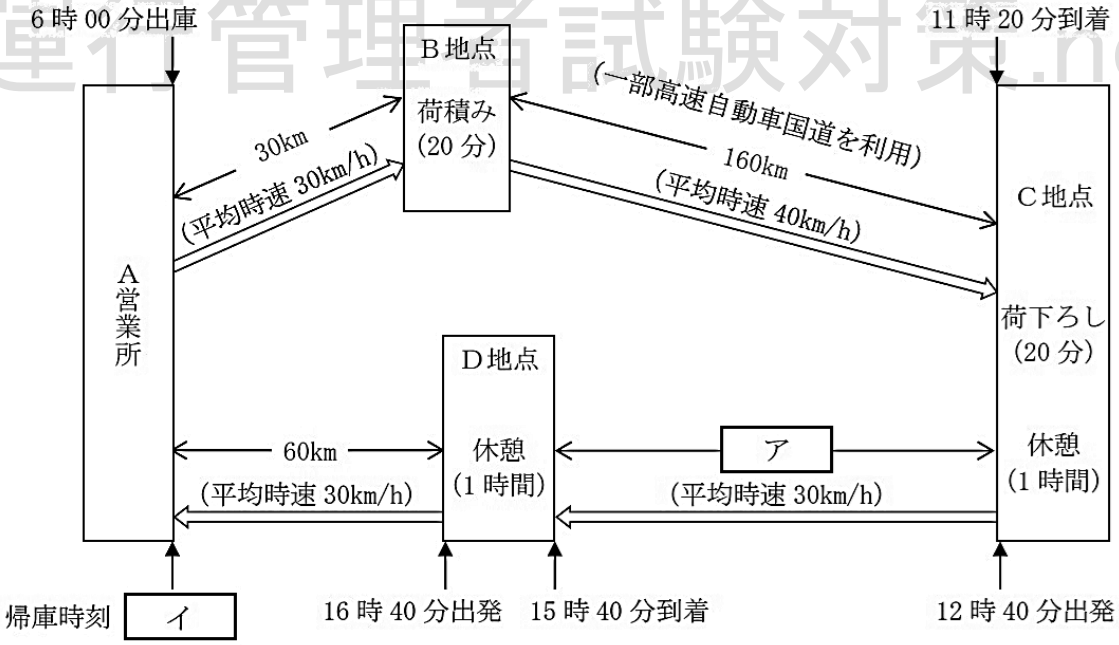

ア　Ｃ地点とＤ地点の間の距離について、次の 1～3 の中から正しいものを１つ選び、解答用紙にマークしなさい。

1．60 キロメートル　　2．90 キロメートル　　3．130 キロメートル

イ　当該運転者がＡ営業所に帰庫する時刻について、次の 1～3 の中から正しいものを１つ選び、解答用紙にマークしなさい。

1．17 時 40 分　　2．18 時 40 分　　3．20 時 00 分

ウ　当日の全運行において、連続運転時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の 1～2 の中から正しいものを１つ選び、解答用紙にマークしなさい。

1．違反している

2．違反していない

©運行管理者試験対策.net

# 平成 29 年度第 1 回試験（H29.8 実施）解答・解説

| 問 1 | 問 2 | 問 3 | 問 4 | 問 5 | 問 6 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 3 | 1,3 | A2　B1　C1　D1 | 2,3 | 2 |

| 問 7 | 問 8 | 問 9 | 問 10 | 問 11 | 問 12 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 1,4 | 1,4 | 3 | A2　B2　C1　D2 | 3 |

| 問 13 | 問 14 | 問 15 | 問 16 | 問 17 | 問 18 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 1,3 | A2　B1　C1　D1 | 2 | 1,3 | 3,4 |

| 問 19 | 問 20 | 問 21 | 問 22 | 問 23 | 問 24 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2 | A2　B1　C2　D1 | 2,3 | 3 | 3 | 4 |

| 問 25 | 問 26 | 問 27 |
|---|---|---|
| 適 2,4　不適 1,3 | 適 2,3　不適 1,4 | 適 1,4　不適 2,3 |

| 問 28 | 問 29 | 問 30 |
|---|---|---|
| 適 1,2,3　不適 4 | 適 1,3,4　不適 2 | ア 2　イ 2　ウ 1 |


**【運行管理者試験合格必勝セットのご案内】**

専用 Web サイトでは、オリジナルテキスト・過去問題集・模擬試験がセットになった**運行管理者試験合格必勝セット**を販売しております！

運行管理者試験対策.net　https://www.unkan-net.com/


●凡例

1. 貨物自動車運送事業法

**事業法**……貨物自動車運送事業法
**事業法施行規則**……貨物自動車運送事業法施行規則
**安全規則**……貨物自動車運送事業輸送安全規則
**事故報告規則**……自動車事故報告規則
**指導監督の指針**……貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

2. 道路運送車両法

**車両法**……道路運送車両法
**車両法施行規則**……道路運送車両法施行規則
**保安基準**……道路運送車両の保安基準
**細目告示**……道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
**点検基準**……自動車点検基準

3. 道路交通法

**道交法**……道路交通法
**道交法施行令**……道路交通法施行令
**道交法施行規則**……道路交通法施行規則

4. 労働基準法

**労基法**……労働基準法
**安衛法**……労働安全衛生法
**衛生規則**……労働安全衛生規則
**改善基準**……自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
**特例通達**……一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について

5. 実務上の知識及び能力

**安全規則解釈運用**……貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

©運行管理者試験対策.net

問1　正解 1

1. **誤り。**貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の 3 種類をいい、**「貨物自動車利用運送事業」は含まない**（事業法 2 条 1 項）。
2. **正しい。**（事業法 2 条 2 項）
3. **正しい。**（事業法 2 条 4 項）
4. **正しい。**（事業法 2 条 7 項）

問2　正解 3

平成 18 年国土交通省告示第 1091 号によると、事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項は、「①輸送の安全に関する基本的な方針」、「②輸送の安全に関する目標及びその達成状況」、「③自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計」とされており、**「選任されている運行管理者の数」は含まれていない**。

問3　正解 1,3

1. **正しい。**（安全規則 20 条 1 項 8 号）
2. **誤り。**事業用自動車の車庫について、**「営業所に併設すること」は事業者の義務**（安全規則 6 条）、**「管理すること」は整備管理者の業務**である（車両法施行規則 32 条 1 項 8 号）。
3. **正しい。**（安全規則 20 条 1 項 14 号の 2）
4. **誤り。「補助者を選任すること」は事業者の義務**であり（安全規則 18 条 3 項）、運行管理者の業務ではない。なお、「事業者によって選任された補助者に対する指導・監督を行うこと」は運行管理者の業務である（同規則 20 条 1 項 16 号）。

©運行管理者試験対策.net

問4　正解 A2 B1 C1 D1（安全規則 7 条 1 項、2 項）

1. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者に対し、対面等（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。以下同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び**（A＝確認）**を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために**（B＝必要な指示）**を与えなければならない。
   一　酒気帯びの有無
   二　疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
   三　道路運送車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による点検の実施又はその確認
2. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者に対し、対面等により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び**（C＝運行の状況）**について報告を求め、かつ、酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った法令の規定による**（D＝通告）**についても報告を求めなければならない。

問5　正解 2,3

1. **報告を要しない。**「転落事故」があった場合には事故の報告を要するが（事故報告規則 2 条 1 号）、ここでいう「転落」とは、「道路外に転落した場合で、落差が **0.5 メートル以上**のとき」をいうので、落差が 0.3 メートルの本事故は該当しない。
2. **報告を要する。**本事故は「自動車に積載された危険物等が漏えいしたもの」に該当するので、事故の報告を要する（事故報告規則 2 条 5 号イ）。
3. **報告を要する。**本事故は「10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの」に該当するので、事故の報告を要する（事故報告規則 2 条 2 号）。

4. **報告を要しない。**「重傷者を生じた事故」があった場合には事故の報告を要するが（事故報告規則 2 条 3 号)、ここでいう重傷とは「腕などの骨折や内臓の破裂」、「14 日以上病院に入院することを要する傷害」又は「病院に入院することを要する傷害で医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの」のことをいい、**「通院による 30 日間の医師の治療を要する傷害」は、重傷には該当しない**。

問 6　正解 2

1. **正しい。**(安全規則 8 条 1 項 6 号)。
2. **誤り。**「事故の記録」として記録しなければならない事故とは、死傷事故、**物損事故**及び自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故をいう（安全規則 8 条 1 項 7 号)。したがって、**物損事故も「事故の記録」として記録しなければならないものに該当する**。
3. **正しい。**(安全規則 21 条 1 項)
4. **正しい。**(安全規則 9 条の 3 第 1 項)

問 7　正解 3

1. **正しい。**(安全規則 10 条 3 項)
2. **正しい。**(指導監督の指針第 2 章前文)
3. **誤り。**事故惹起運転者に対する特別な指導は、やむを得ない事情がある場合及び外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除き、**当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前**に実施する(指導監督の指針第 2 章 3)。
4. **正しい。**(指導監督の指針第 2 章 4)

問 8　正解 1, 4

1. **正しい。**(安全規則 3 条 7 項)
2. **誤り。**事業者が定めなければならないのは運転者の**勤務時間及び乗務時間**であり（安全規則 3 条 4 項)、「勤務日数及び乗務距離」ではない。
3. **誤り。**一の営業所で複数の運行管理者を選任する事業者は、統括運行管理者を**選任しなければならない**(安全規則 18 条 2 項)。「選任することができる」ではない。
4. **正しい。**(運行の管理に関する講習の種類を定める告示 5 条)

問 9　正解 1, 4

1. **正しい。**(車両法 15 条 1 項 1 号)
2. **誤り。**臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から **5 日以内**に、臨時運行許可証等を行政庁に返納しなければならない（車両法 35 条 6 項)。
3. **誤り。**自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から **15 日以内**に、変更登録の申請をしなければならない（車両法 12 条 1 項)。
4. **正しい。**(車両法 11 条 5 項)

問 10　正解 3

1. **正しい。**(車両法 67 条 1 項)
2. **正しい。**(車両法 62 条 2 項)
3. **誤り。**自動車検査証は**当該自動車**に備え付けるのであって（車両法 66 条 1 項）、営業所ではない。自動車運送事業の用に供する自動車の場合でも同様である。
4. **正しい。**(車両法 99 条の 2)

問 11　正解　A2　B2　C1　D2

（車両法 47 条、47 条の 2 第 2 項、48 条 1 項 1 号、車両法施行規則 32 条 1 項 2 号）

ア　自動車の**（A＝使用者）**は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならない。

©運行管理者試験対策.net

イ　自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、（Ｂ＝1 日 1 回）、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。

ウ　自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、（Ｃ＝3 ヵ月）ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。

エ　自動車運送事業の用に供する自動車の日常点検の結果に基づく運行可否の決定は、自動車の使用者より与えられた権限に基づき、（Ｄ＝整備管理者）が行わなければならない。

問 12　正解 3

1. **正しい。**（保安基準 38 条の 3 第 1 項、2 項）
2. **正しい。**（保安基準 18 条の 2 第 3 項）
3. **誤り。**自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ 12 メートル、幅 2.5 メートル、高さ 3.8 メートルを超えてはならない（保安基準 2 条 1 項）。
4. **正しい。**（細目告示 220 条 1 項 1 号）

問 13　正解 4

1. **正しい。**（道交法 18 条 2 項）
2. **正しい。**（道交法 20 条 2 項）
3. **正しい。**（道交法 17 条 5 項 4 号）
4. **誤り。**路線バス等の優先通行帯を通行している自動車は、後方から路線バス等が接近してきたときは、**その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない**（道交法 20 条の 2 第 1 項）。

©運行管理者試験対策.net

問 14　正解 1,3

1. **正しい。**（道交法 32 条）
2. **誤り。**道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分であっても、前方を進行している**特定小型原動機付自転車や軽車両**を追い越すことはできるが（道交法 30 条）、**一般原動機付自転車を追い越すことはできない**。
3. **正しい。**（道交法 26 条）
4. **誤り。**道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂の道路の部分では、他の車両（特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）を追い越してはならない（道交法 30 条 1 号）。**「前方が見とおせる場合を除き」という例外はない**。

問 15　正解　A2　B1　C1　D1（道交法 72 条 1 項）

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、（Ａ＝負傷者を救護）し、道路における（Ｂ＝危険を防止）する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における（Ｃ＝死傷者の数）及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに（Ｄ＝当該交通事故について講じた措置）を報告しなければならない。

問16　正解2

1. **正しい。**（道交法 44 条 1 項 2 号）
2. **誤り。**駐車が禁止されているのは、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 3 メートル以内の道路の部分である（道交法 45 条 1 項 1 号）。

3. **正しい。**(道交法 50 条 2 項)
4. **正しい。**(道交法 45 条 1 項 3 号)

問 17　正解 1,3

1. **正しい。**(道交法 71 条 5 号の 3)
2. **誤り。**車両等に積載している物が道路に転落又は飛散したときは、**速やかに転落又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない**(道交法 71 条 4 号の 2)。
3. **正しい。**(道交法 71 条 3 号)
4. **誤り。**監護者が付き添わない児童等が歩行しているときは、**一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにしなければならない**(道交法 71 条 2 号)。

問 18　正解 3,4

1. **誤り。**使用者は、労働者の国籍などを理由として、労働条件について、**差別的取扱をしてはならない**(労基法 3 条)。「努めなければならない」という努力義務ではない。
2. **誤り。**「平均賃金」とは、算定すべき事由の発生した日以前 3 ヵ月間に労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の**総日数**で除した金額をいう(労基法 12 条 1 項)。
3. **正しい。**(労基法 9 条)
4. **正しい。**(労基法 10 条)

問 19　正解 2

1. **正しい。**(労基法 24 条 2 項)
2. **誤り。**出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、**労働時間に応じ**一定額の賃金の保障をしなければならない(労基法 27 条)。
3. **正しい。**(労基法 35 条 1 項、2 項)
4. **正しい。**(労基法 36 条 1 項)

©運行管理者試験対策.net

問 20　正解　A2　B1　C2　D1(改善基準 1 条)

1. この基準は、自動車運転者(法第 9 条に規定する労働者であって、**(A＝四輪以上の自動車)**の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の**(B＝労働条件の向上)**を図ることを目的とする。
2. 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の**(C＝労働条件を低下)**させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。
3. 使用者は、**(D＝季節的繁忙)**その他の事情により、法第 36 条第 1 項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

問 21　正解 2,3

1. **誤り。**トラック運転者に労働基準法第 35 条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は**2 週間について 1 回**を超えてはならない(改善基準 4 条 5 項)。
2. **正しい。**(改善基準 4 条 4 項)
3. **正しい。**(特例通達 4)
4. **誤り。**休息期間を分割して与える場合、分割された休息期間は、1 日において 1 回当たり継続 4 時間以上、合計 **10 時間以上**でなければならない(特例通達 1)。

問 22　正解 3

連続運転時間は、4 時間を超えてはならない(改善基準 4 条 1 項 5 号)。

連続運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に、30 分以上の運転の中断をしているかどうかで判断する。

なお、この「30 分以上の運転中断」については、少なくとも 1 回につき 10 分以上（※10 分未満の場合、運転中断の時間として扱われない）とした上で分割することもできる。

つまり、“運転時間の合計が 4 時間を超える前に「合計 30 分以上の運転中断」をしなければならない（＝「合計 30 分以上の運転中断」をした時点で連続運転がリセットされる)”ということであり、「合計 30 分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が 4 時間を超えてしまった場合、改善基準に違反することになる。

以上を踏まえて運転状況を見ていくと、まず、前半は〔(乗務開始) 運転 1 時間⇒休憩 15 分⇒運転 1 時間⇒休憩Ａ⇒運転 2 時間⇒休憩Ｂ〕という運転状況であり、ここまでの運転時間を合計すると 4 時間なので、合計 30 分以上の運転中断をしなければならない。

最初に 15 分の休憩を取っているので、30 分以上の運転中断をするには、休憩Ａ＋休憩Ｂの合計が 15 分以上でなければならないが、各選択肢を見ると、すべての肢においてこの条件を満たしているので、この段階ではまだ正誤判断することができない。

次に中間を見ると、2 時間の運転後に 1 時間の休憩をとっており、問題はない。

最後に後半を見ると、〔運転 1 時間 20 分⇒休憩Ｃ⇒運転 1 時間 20 分⇒休憩Ｄ⇒運転 1 時間 30 分（乗務終了)〕という運転状況だが、3 回の運転時間を合計すると 4 時間を超えてしまうので、1 回目と 2 回目の運転（合計 2 時間 40 分）に対し、30 分以上の運転中断を行わなければならず、休憩Ｃ＋休憩Ｄの合計が 30 分以上でなければならない。

したがって、休憩Ｃ＋休憩Ｄの合計が 30 分未満(＝25 分)である肢 1 と肢 4 は、連続運転時間について改善基準に違反することとなり、適切ではない。

肢 2 と肢 3 はどちらも改善基準に適合しているが、本問は「乗務開始から乗務終了までの拘束時間が最少となるもの」を選ぶので、休憩時間の合計が短い肢 3 が正解となる。

©運行管理者試験対策.net

問 23　正解 3

1. **違反していない。**1 日についての拘束時間が 15 時間を超える回数は、1 週間について 2 回以内としなければならない（改善基準 4 条 1 項 2 号)。

   本問の勤務状況を見ると、いずれの週においても拘束時間が 15 時間を超える回数は 2 回以内なので、改善基準に違反していない。

2. **違反していない。**1 ヵ月の拘束時間については、原則として 293 時間を超えてはならないが、本問のように「拘束時間の延長に関する労使協定」がある場合は、320 時間まで延長することができる（改善基準 4 条 1 項 1 号)。

   本問の勤務状況を見ると、1 ヵ月の拘束時間の合計は 318 時間であり、320 時間を超えていないので、改善基準に違反していない。

3. **違反している。**1 日の運転時間については、2 日を平均し 1 日当たり 9 時間を超えてはならない（改善基準 4 条 1 項 4 号)。

   1 日の運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として前後 2 日ごとに区切り、その 2 日間の平均を算出し、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」が、ともに 9 時間を超えている場合は改善基準に違反していることになる。(※「どちらも 9 時間を超えていない場合」や「どちらか一方だけが 9 時間を超えている場合」は違反にはならない！)

   本問の勤務状況を見ると、11 日を特定日とした場合、「特定日の前日(10 日)と特定日(11 日)の運転時間の平均」が(9 時間＋10 時間)÷2＝**9.5 時間**、「特定日(11 日)と特定日の翌日(12 日)の運転時間の平均」が(10 時間＋9 時間)÷2＝**9.5 時間**であり、**どちらも 9 時間を超えているため、改善基準に違反している**。

4. **違反していない。**1 週間の運転時間については、2 週間を平均し 1 週間当たり 44 時間を超えてはならない（改善基準 4 条 1 項 4 号)。

   1 週間の運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として 2 週間ごとに区切り、その 2 週間ごとに平均を計算し、「2 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間が 44 時間を超えている場合」は改善基準に違反していることになる。

本問の場合、問題の表の下に「(注 1) 2 週間の起算日は 1 日とする。」との注意書きがあるので、1 日を起算日として 2 週間ごとに区切り、「第 1 週～第 2 週（1 日～14 日）の運転時間の平均」と「第 3 週～第 4 週（15 日～28 日）の運転時間の平均」でそれぞれ違反の有無を判断する。(※「1 日から 2 週間ごと」に区切って考えるので、「第 2 週～第 3 週（8 日～21 日）の運転時間の平均」を考慮する必要はない)

本問の勤務状況を見ると、「第 1 週～第 2 週の運転時間の平均」が(44 時間＋44 時間)÷2＝44 時間で、44 時間を超えていないので改善基準に違反していない。「第 3 週～第 4 週の運転時間の平均」も(45 時間＋43 時間)÷2＝44 時間で、44 時間を超えていないので改善基準に違反していない。

問 24　正解 4

1. **適切でない。**業務前及び業務後の点呼は、原則、対面又は対面と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により実施しなければならないが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法により行うことができる。

   ただし、電話その他の方法で点呼を行うことができる「運行上やむを得ない場合」とは、「遠隔地で業務を開始又は終了するため、運転者の所属営業所で対面点呼が実施できない場合」等をいい、**「運行管理者が営業所に不在」というのは「運行上やむを得ない場合」には該当しないので、電話による点呼を行うことはできない**（安全規則解釈運用 7 条 1.(1)）。
2. **適切でない。点呼記録表（点呼の記録）には、運転者からの報告内容を記録しなければならない**（安全規則 7 条 5 項)。したがって、物損事故だからといって、点呼記録表に記録しなかったことは適切ではない。
3. **適切でない。点呼を実施したときは、点呼の結果に問題があるかどうかを問わず、点呼記録表に所定の事項を記録しなければならない**(安全規則 7 条 5 項)。これは、中間点呼の場合も同様であり、本肢の内容は適切ではない。
4. **適切。**点呼の実施について適切な記述である。点呼の一部を補助者に行わせる場合でも、「点呼を行うべき総回数の少なくとも 3 分の 1 以上」は運行管理者が行わなければならない（安全規則解釈運用 7 条 1.(10)、18 条 4.)。本肢の場合、補助者に行わせているのは、「点呼の総回数の 6 割を超えていない回数」なので問題ない。

©運行管理者試験対策.net

問25　正解 適2,4 不適1,3

1. **適切でない。**停止距離とは「危険を認知してから停止するまでに走行した距離」のことをいい、空走距離＋制動距離で求めることができる。

   空走距離とは「危険を認知しブレーキ操作を行い、ブレーキが効きはじめるまでに要する時間（＝空走時間）の間に走行する距離」のことをいい、本問では空走時間を 1 秒間としているで「空走距離＝1 秒間に走行する距離」となる。

   時速 36km で走行中の自動車の場合、1 時間（＝3,600 秒）で 36km（＝36,000m）の距離を走行することになるので、空走距離は、36,000m÷3,600 秒＝10m となる。

   制動距離は問題文にあるように 8m なので、停止距離は、空走距離 10m＋制動距離 8m＝18m となり、本肢は適切ではない。
2. **適切。**薬物に関する指導として適切な記述である。
3. **適切でない。**運行管理者は、異常気象などにより輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、**乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない**（安全規則 20 条 1 項 15 号)。本肢のように、**運転に関わることをすべて運転者の判断に任せてしまうことは適切ではない**。
4. **適切。**危険予知に関する指導として適切な記述である。

問26　正解 適2,3 不適1,4

1. **適切でない。**採用時に提出させた履歴書が、**法令で定める運転者等台帳の記載事項の内容を「すべて網羅」していればまだしも、概ね網羅しているということは**

一部の事項については記載されていないということなので適切ではない。

なお、法令上、「履歴書を運転者等台帳として使用すること」を禁止する規定はないが、運転者等台帳は一定の様式であることが求められており（安全規則 9 条の 5 第 1 項）、仮に、法令で定める運転者等台帳の記載事項をすべて網羅している履歴書であっても、運転者ごとに異なる様式の履歴書を運転者等台帳とすることは適切ではない。

2. **適切。**運行記録計による記録（安全規則 9 条）について適切な記述である。
3. **適切。**運転者として常時選任するために新たに雇い入れた場合、本記述のように、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認する必要がある（指導監督の指針第 2 章 5）。また、業務前点呼における免許証の提示については、免許の不携帯や停止処分等の有無の確認を行う上で有効である。
4. **適切でない。**運行管理者は、運転者が運行指示書を携行した運行の途中に、運行経路に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに変更内容を記載し、これにより運転者に対し変更内容について適切な指示を行い、**運転者が携行している運行指示書に変更内容を記載させなければならない**（安全規則 9 条の 3 第 2 項）。したがって、**運転者に携行させていた運行指示書を帰庫後提出させ、運行管理者自ら当該変更内容を記載することは適切ではない**。

問27　正解 適1,4 不適2,3

1. **適切。**健康診断個人票の作成等について適切な記述である（衛生規則 51 条）。
2. **適切でない。**運行管理者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病等により安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない（安全規則 20 条 1 項 4 号の 2）。本記述のような場合、**運行再開の可否については、運転者の体調を考慮した上で運行管理者が判断すべきであり、運転者が自ら判断し決定するよう指導することは適切ではない**。
3. **適切でない。**深夜業（原則として午後 10 時～午前 5 時までの間における業務）を含む業務に常時従事する者に対しては、当該業務への配置換えの際及び**6 ヵ月以内ごと**に定期健康診断を受診させなければならない（衛生規則 45 条 1 項）。
4. **適切。**生活習慣病について適切な記述である。

問 28　正解 適 1,2,3 不適 4

1. **適切。**内輪差の特徴について適切な記述である。
2. **適切。**距離の錯覚について適切な記述である。運転席が高い位置にある大型車の場合、車間距離に余裕があるように感じてしまう。
3. **適切。**自動車を運転する場合には、当該自動車が停止しているときを除き、当該自動車に取り付けられ、または持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してはならない（道交法 71 条 5 号の 5）。したがって、本肢のような指導を行うことは適切である。
4. **適切でない。**②の記述が適切ではない。四輪車を運転する場合、二輪車は速度が実際より**遅く**感じたり、距離が**遠く**に見えたりする特性がある。

問 29　正解 適 1,3,4 不適 2

1. **適切。**適性診断について適切な記述である。
2. **適切でない。**平成 27 年中の事業用貨物自動車が第 1 当事者となった人身事故の類型別発生状況をみると、**「追突」**が最も多く、全体の 52.9%を占めており、続いて**「出会い頭衝突」**の順となっている。
3. **適切。**高齢者の交通事故死者数について適切な記述である。平成 27 年中の交通事故死者数のうち、65 歳以上の高齢者の占める割合は、全体の 54.6%であった。
4. **適切。**衝突被害軽減ブレーキについて適切な記述である。

©運行管理者試験対策.net

問 30　正解 ア 2 イ 2 ウ 1

**ア．Ｃ地点とＤ地点の間の距離**

Ｃ地点を 12 時 40 分に出発し、Ｄ地点に 15 時 40 分に到着しているので、運転時間は 3 時間であることがわかる。

Ｃ地点～Ｄ地点間は時速 30km で走行しており、距離は「時速×運転時間」で求めることができるので、Ｃ地点とＤ地点の間の距離は 30km/h×3 時間＝**90km** となる。

**イ．Ａ営業所に帰庫する時刻**

Ａ営業所に帰庫する時刻を求めるには、「Ｄ地点～Ａ営業所までの運転時間」を求める必要がある。

運転時間は「距離÷時速」で求めることができるので、Ｄ地点～Ａ営業所までの運転時間は 60km÷30km/h＝2 時間であることがわかる。

したがって、Ａ営業所の帰庫する時刻は、Ｄ地点出発時刻である 16 時 40 分の 2 時間後であり、**18 時 40 分**となる。

**ウ．連続運転時間の違反の有無**

連続運転時間は 4 時間を超えてはならない（改善基準 4 条 1 項 5 号）。（※連続運転の考え方については、問 22 の解説を参照のこと）

Ａ営業所～Ｂ地点までの運転時間は 1 時間（30km÷30km/h）、Ｂ地点～Ｃ地点までの運転時間は 4 時間（160km÷40km/h）なので、Ａ営業所出庫～Ｃ地点到着までの運転状況は〔運転 1 時間⇒運転中断 20 分（Ｂ地点での荷積み）⇒運転 4 時間…〕となり、**「30 分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が 4 時間を超えている（＝5 時間）**。したがって、**連続運転時間が 4 時間を超えることになり、改善基準に違反している**。

©運行管理者試験対策.net